

情報提供

那医発第 304 号
令和 6 年 10 月 17 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 玉城 研太郎



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

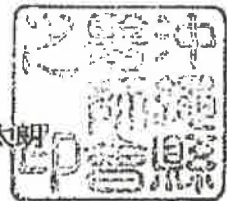
沖縄県医師会より「治療と仕事の両立支援カード」の配布版について（周知依頼）の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。 ☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 9 8 9 号
令 和 6 年 1 0 月 1 6 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
常任理事 玉城研太郎



「治療と仕事の両立支援カード」の配布版について（周知依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より標記文書が発出されましたので、お知らせいたします。

本件は、令和 6 年 3 月 26 日に沖医発第 1811 号にて「治療と仕事の両立支援カード」（以下「支援カード」）について通知したところですが、労働者（患者）が主治医に自ら勤務情報を提供でき、かつ、この情報に基づいて主治医が意見を述べるようにするために、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和 6 年 3 月改訂版）の新様式として追加された旨の通知となっております。

なお、今般、厚生労働省にて支援カードの配布版が作成され、「治療と仕事の両立支援ナビ」に掲載されることとなりましたことを申し添えます。

つきましては、ご多用のところ大変恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴管下関係医療機関への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

■ 「治療と仕事の両立支援カード」の配布版について（周知依頼）

（令和 6 年 10 月 8 日 日医発第 1188 号（健 I））

※ 関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会業務 2 課 平良、高良、勢理客
TEL : 098-888-0087
FAX : 098-888-0089
Mail : g2@okinawa.med.or.jp



日医発第 1188 号 (健 I)
令和 6 年 10 月 8 日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

松岡 かおり
(公印省略)

「治療と仕事の両立支援カード」の配布版について (周知依頼)

この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から、「治療と仕事の両立支援カード」について、別添の通り本会あてに周知依頼がありました。

「治療と仕事の両立支援カード」(以下「支援カード」)につきましても、令和 6 年 3 月 22 日付け日医発第 2229 号 (健 I) をもって貴会にご連絡しているところですが、労働者 (患者) が主治医に自ら勤務情報を提供でき、かつ、この情報に基づいて主治医が意見を述べるができるようにするために、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(令和 6 年 3 月改訂版) の新様式として追加されたものです。

今般、厚生労働省にて支援カードの配布版が作成され、「治療と仕事の両立支援ナビ」に掲載されることになりました。

なお、本件は厚生労働省より、都道府県労働局および都道府県産業保健総合支援センターに対しても周知協力の依頼がされていることを申し添えます。

(治療と仕事の両立支援ナビ)

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

事務連絡
令和6年10月2日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契印省略)

「治療と仕事の両立支援カード」の周知について

平素より、厚生労働行政の運営につきまして格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記「治療と仕事の両立支援カード」(以下「支援カード」)につきましては、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(令和6年3月改訂版)において、新たな様式例(※)として追加されたところですが、今般、支援カードの配布版を作成いたしました。

支援カードの配布版は「治療と仕事の両立支援ナビ」に掲載いたしますので、貴会会員等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、別紙1および2の通り、都道府県労働局および都道府県産業保健総合支援センターに対して周知協力の依頼を行いましたので、ご承知おきください。

※新様式の説明資料は、別紙3の通りです。なお、「治療と仕事の両立支援ナビ」からもダウンロードできます。



両立支援ナビ

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室
(担当) 橋本、阪井
電話：03-5253-1111 (内線 5578)
E-mail：ryoritsushien@mhlw.go.jp

別紙1

事務連絡
令和6年10月2日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契印省略)

「治療と仕事の両立支援カード」の周知について

標記については、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和6年3月改訂版）において、新たな様式例として追加されたところです。

今般、「治療と仕事の両立支援カード」（以下「支援カード」という。）の配布版を作成しましたので、一定部数送付させていただきます。

併せて、支援カードの説明用資料（※PowerPointで編集可）を作成しましたので、地域両立支援推進チーム等における企業、医療機関等に対するガイドラインや支援カードの周知等に当たり、活用ください。

支援カードについての説明用資料については、「治療と仕事の両立支援ナビ」からもダウンロードできます。



厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室
(担当) 橋本、阪井
電話：03-5253-1111 (内線 5578)
E-mail：ryoritsushien@mhlw.go.jp

別紙2

事務連絡
令和6年10月2日

都道府県産業保健総合支援センター所長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契印省略)

「治療と仕事の両立支援カード」の周知について

平素より、厚生労働行政の運営につきまして格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記「治療と仕事の両立支援カード」(以下「支援カード」)につきましては、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(令和6年3月改訂版)において、新たな様式例として追加されたところです。

今般、支援カードの配布版を作成しましたので、一定部数送付させていただきます。また、併せて、支援カードについての説明用資料(※PowerPointで編集可)を参考までにお送りさせていただきます。

貴センターにおかれましては、企業、医療機関等に対するガイドラインの周知等に当たり、是非ご活用ください。

支援カードについての説明用資料については、「治療と仕事の両立支援ナビ」からもダウンロードできます。



厚生労働省 労働基準局 安全衛生部労働衛生課
メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室
(担当) 橋本、阪井
電話：03-5253-1111 (内線 5578)
E-mail：ryoritsushien@mhlw.go.jp

新様式「治療と仕事の両立支援カード」について（説明資料）

別紙3

新様式「治療と仕事の両立支援カード」

既存ガイドライン（労働省2017）に追加



▶背景

厚生労働省の研究機関（労働政策研究・研修機構）の調査結果によると、主治医から就業に関する指導や意見を得たことがある労働者のうち、約63%が主治医に口頭で勤務情報を伝えているといった調査結果があります*。

こういった一般診療の場での状況を踏まえると、このような機会を逃すことなく、両立支援につなげていくことは有効であると考えられます。

そこで、厚生労働省の研究班において、労働者（患者）が主治医に自ら勤務情報を提供でき、かつ、この情報に基づいて主治医が意見を述べることができる様式について検討が行われ、ガイドラインの新様式として「治療と仕事の両立支援カード」を追加いたしました。

*労働政策研究・研修機構 調査シリーズ No.241「病気と仕事の両立に関する実態調査（WEB 患者調査）」（2024）

新様式「治療と仕事の両立支援カード」について（説明資料）

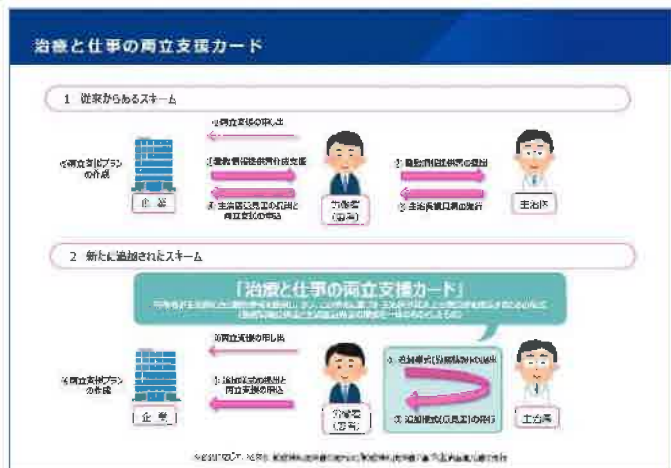
両立支援カードは、見開きになっており、その中身です。左ページは「本人」が、右ページは「主治医」がそれぞれ記入する様式になっています。

左ページ…労働者（患者）本人が勤務情報を記入し、主治医にこのカードを渡します。

右ページ…主治医は本人が記入した勤務情報を踏まえて、意見書を作成し、労働者（患者）に渡します。

この左右記載済みのカードを労働者（患者）から勤務先に提出してもらいます。

新様式「治療と仕事の両立支援カード」について（説明資料）



両立支援カードの位置づけとその活用方法及び留意点

(位置づけ)

治療と仕事の両立支援に勤務先と主治医が連携して取り組むに当たっては、労働者（患者）の勤務の状況を主治医が十分理解した上で就業上の措置や治療への配慮について意見を述べるのが最も重要です。

(活用方法)

その意味では、まずは、労働者（患者）と勤務先が共同して勤務情報提供書を作成する従来スキームを用いることがベストですが、これに対して、新たに追加された両立支援カードを用いたスキームについては、自らの勤務の状況を理解しており自分で勤務情報を伝えることができる人の場合に両立支援カードを用いて簡単に行っていただけます。

ただし、新たなスキームでは、労働者（患者）と勤務先で相談されたものではないことから、対応可能な社内制度や措置内容をすべて把握して記載できていないことも考えられます。

(留意点)

そこで、例えば、医療機関に両立支援コーディネーターがいる場合は、労働者（患者）をサポートする観点から、本人の同意のもと、勤務先に連絡する等により必要な情報を得て、本人に提供することも重要となります。

最後に、従来からあるスキームは診療報酬の要件となりますが、新たに追加されたスキームは診療報酬の要件とはなりませんので、周知にあたってはご注意ください。